

平成24年11月定例会 文教厚生委員会（付託）

平成24年12月 3 日（月）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

大西委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

この際、教育委員会関係の11月定例会追加提出議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【追加提出議案等】

- 議案第32号 徳島県学校職員給与条例の一部改正について（資料①）

【報告事項】

- 教育委員会の自己点検による平成24年度事業の見直し状況について（資料②）

佐野教育長

教育委員会から提出いたしております追加案件について、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、条例案1件でございます。

それでは、お手元に配付いたしております「文教厚生委員会説明資料（その2）」の1ページをお開きください。

「徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例」についてでございます。

平成24年10月15日付の人事委員会勧告にかんがみ、55歳を超える学校職員の昇給の基準について、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、55歳を超える学校職員を昇給させるか否か、及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、その者の勤務成績が特に良好である場合の昇給の号俸数を1号俸とすることを標準として、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものでございます。なお、施行期日につきましては、平成25年1月1日からでございます。

以上が、今回提出を予定しております案件でございます。

続きまして、1点、御報告をさせていただきます。

「教育委員会の自己点検による平成24年度事業の見直し状況」についてでございます。

お手元の資料1をごらんください。

教育委員会が所管する事業のうち、政策的なすべての現行事業について、予算編成に入る前段階として自己点検を行い、来年度における各事業の方向性を検討いたしました。

その結果、政策的事業である163事業のうち、123事業、率にして75.5%について、改善見直しを図ることとしております。

2ページをお開きください。

各部局ごとの自己点検に基づく見直しの方向性の一覧でございます。

3ページをごらんください。

教育委員会における自己点検の状況で、主なものを取りまとめております。

廃止事業は、当該年度限りで事業を廃止するものでございますが、教育委員会においては、今年度、該当がありませんでした。

終了事業は、当該年度限りで事業が完了するものでございます。

「特別支援学校施設整備事業（みなと高等学園）」については、外構工事等も終わり、事業が今年度で完了となります。

再構築事業は、事業を終了し、新規事業に組みかえるもの、また、事業を他の継続事業に統合するものでございます。

「オンリーワンハイスクール『元気とくしまプロジェクト』」については、各学校の特色づくりにおけるさまざまな取り組みをさらに支援するため、事業内容を見直し、新規事業として要望するものです。

休止事業は、今後、事業を再開する可能性はあるが、対象が存在しない、周期的な事業であるなどの理由により、当面事業を実施しないものでございます。

『次期「徳島県教育振興計画」策定事業』については、平成25年度からの5年間を計画期間とする徳島県教育振興計画（第2期）の策定作業を今年度実施するものでございます。

4ページをお開きください。

拡充事業は、事業の内容や規模を充実、強化するものでございます。

「スクールカウンセラー活用事業」については、不登校、いじめなどの未然防止や早期発見などに的確に対応するための体制を充実、強化するものであり、「放課後子ども教室推進事業」については、子供たちの放課後の安全・安心な居場所づくりと地域住民との交流のより一層の充実を図るものであります。

縮減事業は、事業の内容や規模を縮小するものでございますが、教育委員会においては、今年度、該当がありませんでした。

平成25年度当初予算につきましては、委員会での御論議を通して、議会の御意見をいただくとともに、これから本格化する予算編成作業におきまして、自己点検結果を活用しながら、編成作業を進めてまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

大西委員長

以上で、説明、報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

西沢委員

今、平成24年度の自己点検の状況についてという発表がありましたけれども、今から1

つ自己点検をしてもらいます。緊急地震速報がありましたけれども、参加しなかった人は手を挙げてください。全員しましたか。廊下におる人もそうですよ。部屋の中におる人もそうですよ。参加した人は手を挙げてください。じゃあ聞きます。一応、前の人だけでいいかな。まずは。どういう行動をしましたか。

湯浅教育文化政策課長

はい。机の下に潜るのが安全か、考えながら確認をしておりました。

高田人権教育課長

廊下を歩いておりました。それで廊下の部屋のところでちょっと立ちどまりました。

第十福利厚生課長

物がないうなところに行きました。

尾崎教育次長

机の中に頭を入れました。

細井文化の森統括本部長

ここにさきに入っていたメンバーの中で、行動の確認をしておりました。

佐野教育長

ちょうど明政会でお話をしておりましたので、後ろに何が落ちないかどうかを点検して、壁側におりました。

佐藤教育委員長

こちらへ向かっている途中でありました。その際、どこに行けば一番安全かなということをやちょっと話したりはしました。

原内副教育長

ちょうど私は議会の廊下でおりましたので、上を見るとライトがあったので、これは危ないということで壁際によって避難をしておりました。

高橋教育次長

机の下に潜りました。

東端教育総務課長

廊下におりましたので、何か倒れてくる物とか、落ちてくる物がないかを確認をさせていただきました。

松山教職員課長

廊下を歩いておりましたので、壁をつかまえて立ちどまりました。

藤林施設整備課長

委員会室で待機しておりましたので、この机の下に隠れました。

西沢委員

全員に聞きたいけど。一応、私は廊下をずっとどんな行動をしてるか見ていましたけれども、だれも行動しているように見えませんでした。蛍光灯が落ちてこないかとか、上を見よる人も余りおらんかった。余りというか、私は見たことなかったです。中にはおったかもわかりませんけれども。だから、考えているふうには見えませんでしたね。記者連中はどうですか。記者室におりましたか。記者仲間はどうでしたか。何か行動しましたか。

大西委員長

答弁者はこちらなんで。ちょっと御遠慮ください。済みません。

西沢委員

県議会議員さんはどうでしたか。何か行動を起こしましたか。うちの会派でも、だれもしなかったみたいです。だから、この訓練というのは何なのかと。これは、防災のほうで全庁的に一人一人全員をチェックしてもらいます。私が見る限り、ほとんどしていませんでした。鳴っているなというのは皆さんわかったんでしょうが、でも、何のためにやったのかなと思うんです。そのときに、私は思うけど、何か危ない物がないかとか、ここに入ろうかとか、そんなことを思ってまず行動もせないかんですからね。行動をしてもらいたいなと。そのための訓練だったんじゃないのかなと。どんなところが危険とか。ここでも蛍光灯のカバーをしてありますけれども、カバーをしてないところがいっぱいありますよね。あるいは廊下でも。確かに落ちてくる可能性は十分にあります。本会議場では、前に電球が落ちてきましたね。地震じゃないけれども。だから、本会議場でも電球が落ちてくる可能性もあります。

特にそういう訓練のときに、改めて見るというのが訓練じゃないのかなと思うんです。そのために、どんな行動をしたかをちゃんと全庁チェックしてもらいますので、今回はこれだけで終わりますけれども。多分、前的人是したなという人はちょっとおりましたけれども、そうは見えませんでした。これで終わります。

大西委員長

西沢委員の御質問、御意見で、皆様各自それぞれに反省をしていただいて、今後、行動していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、ほかに質疑ございませんでしょうか。

扶川委員

いじめの問題からお尋ねいたしますが、今、先ほど説明があったスクールカウンセラーの事業の充実ということについてですが、具体的にどんな形で充実されるのか、もうちょっと説明いただけませんか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、「スクールカウンセラー活用事業」の充実についての御質問いただきましたが、いじめ問題は早期に発見し、そのことが早期の解決につながるということで、大変重要なことだと考えております。スクールカウンセラーにつきましては、臨床心理士の専門的な資格を有する方を小中学校に平成19年度から配置しておる事業でございますが、学校によりまして、児童、生徒の数、それから相談件数、それからその学校で抱えております問題行動等さまざまな違いがございます。そこで、さらに必要なところにより充実して配置ができますように考えておるところでございます。

扶川委員

地元の学校からすべての学校に配置してほしいという声がある。議会でも地方議会、市町村議会で、そういう議論もされております。具体的に何人増員されるのか。それから、相談事業を見直していくわけですが、どんな形で「スクールカウンセラー活用事業」に統合していくのか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

人数につきましては、現在45名のスクールカウンセラーさんに委嘱してございます。また、これは年度末に退職希望の方もおりますし、また、新規の方の募集もいたしますので、そこで確定させていきたいと思っておりますが、時間数について、さらに充実を要するような学校には、配置の時間数をふやしていきたいと考えております。また、既存の相談事業につきましては、これは基金で行っているものでございましたが、定時制高校、定時制課程に配置しておるものも「スクールカウンセラー活用事業」の中に統合して、一体的に運用できるようにしたいと考えておるところでございます。

扶川委員

人数は大幅にふえるわけじゃないんですね。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいまのところ、人数的には何人というふうに申し上げられる状況ではございません。

扶川委員

わかりました。いじめ問題のアンケートの取り組みについて、全部の学校で今、進みつつあるようですが、それに対応できるような環境が要ると。充実は結構なんですけど、必

要によっては人数的なことも含めて、充実していただきたいと思います。これはお願いをしておきたいと思います。

いじめ実態把握に関するアンケートの実施状況ですが、地教委が実施している、学校が実施している一覧表をいただきました。地教委が実施しているのが徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町、板野町、上板町。そのほかのところは、小規模校を除いて、教育委員会の統一様式でなく、学校ごとに取り組んでおられるということで、これもすべての学校が年内にアンケートをやり終えるということで理解してよろしいんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

はい。さようでございます。

扶川委員

そしたら、今、上がってきている中で、このアンケートによって、例えば、具体的にいじめが新たに発見されたとかの報告はあるんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

先般のいじめの緊急調査におきましても、件数的には平成24年度に入りまして、本県では485件の件数が認知されております。このことから、今までは、いじめと考えていなかったような、遊びやいたずらの範囲ととらえていたようなことも、子供たちの間には、これはいじめではないのかという認識も高まってきて、それで認知件数もふえてまいりまして、また、教員や保護者によるきめ細かな観察も行われて、ふえてきたものと思っております。

そういう意味では、このアンケート調査もきめ細かくやることで、さらにそういういじめの芽が掘り起こされるものと考えておりますので、そういう意味からも、今やっておりますアンケート調査に加えて、さらにもっと内容的に効果的なものがあれば、それをまたお知らせしていくことが必要であると考えておりますので、現在、市町村がやっておりますこと、また学校がやっておりますことも踏まえながら、私どものほうでより効果的なものを見て、普及に努めてまいりたいと思っております。

扶川委員

おっしゃるように、中身を改善していくことは非常に大事だろうと思いますが、もう一つは、このアンケート結果を生かして、具体的にいじめを根絶するための手だてに生かして、それと検証をやっていただきたいと思います。子供は毎年度入れかわっていくわけで、当然、毎年これは全校でやっていただきたい。今後、そのような方向で取り組みされますか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

おっしゃるとおり、児童、生徒は毎年入れかわってまいりますし、また、新しい学校に進学したり、またクラスがえがあったりという中で、絶えず変化してまいります。また、固定した関係と思っておっても、短期間に子供たちの人間関係も変化してございますので、そんなに期間をおかずに定期的にやっていくことも重要でないかと考えております。今後、校長会、市町村教育長会にも指導しながら、よりよい取り組みになるように指導してまいりたいと思っております。

扶川委員

それでは、これは粘り強く継続してずっと続けていただきたいということで、お願いをしておきます。

それから、何か専門家ですか。徳島では既にそういうチームがあるというようなことですけども、国のほうでも、いじめ問題に対応する専門的な教員を配置するみたいな話が報道されておりましたが、これは新年度に、どんな形で具体化されるんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

専門家といいますのは、恐らく文部科学省が先般出しましたいじめ問題対応の大学教授などによる専門的なアドバイスをするアドバイザーのことではないかと思いますが、これにつきましては、文部科学省のほうで既にアドバイザー、大学教授、医師、それから弁護士などの中からアドバイザーを委嘱してございます。それは、市町村、都道府県等からの要請によって派遣するという体制が、この10月末で組まれたと聞いております。これがアドバイザーの件でございます。

松山教職員課長

いじめ問題に対応するための専門の教員の配置の件でございますけれども、いじめ問題の対応では、教員の目が子供たち一人一人に十分行き届く指導体制が大切であるという認識のもとに、必要な教員をしっかりと学校に配置するということが大変重要であると思っております。そのため、本県では国に先駆けて、小中学校において35人以下の少人数学級の実施も進めておりますし、また、いじめを初めとする生徒指導が特に困難な学校に対しましては、指導実績のある生徒指導主事等を配置するとともに、過配による教員数の増員、あるいは児童、生徒の心のケアに重要な役割を果たす養護教員の複数配置等を進め、支援しているところでございます。

扶川委員

少人数学校もそうですけれども、いじめ対応もですが、今のマンパワーだけでできるんですか。子供の数が減っているから対応できるのかもわかりませんが、そういう十分な人の配置ができる体制をとられておるんですか。

松山教職員課長

子供のいじめと生徒指導上のさまざまな問題に対する教員配置の御質問でございますけれども、いじめというのはどこの学校、それからどの学級でも起こり得るという認識のもとで、やはり子供に対応する全教職員の力量アップが何よりも大切かと思っております。そういうところで、研修あるいは学校長のマネジメントによる教職員の一致した取り組みという点で重視しておりますが、教員の配置につきましては、先ほども申しましたように、指導実績のある生徒指導主事の配置、それから養護教員の複数配置等々で、学校の実情を十分に踏まえて、必要なところに必要な数の教員を配置するというところで努力いたしております。

扶川委員

要望しておきますが、教育課題の実現のためにいろんな取り組みをされて、先生方も忙しくなられていると思うんです。その中で、加重負担が起らないように、必要な場合は単独の教員を、県単教員を雇ってでも対応すべきと私は思います。そこら辺の体制は、手抜きをしないでやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それと、別のことでお尋ねしますが、防災教育の関係なんですが、ちょっと私もずっと福島県のほうに行っておりまして、11月に14回目行きました。行っても一向に仮設住宅の状況なんかも改善されずに、これから早く公営住宅何かができて、脱出できるようにしてあげたいと思うわけですが、百聞は一見にしかずといいますか、徳島県の子供たちは一体、あの東日本大震災の被災地をどの程度、ブラウン管を通して以外に見ているのだろうかちょっと疑問に思いました。例えば、修学旅行みたいな機会もあるわけですから、積極的にそちらのほうに誘導して、被災地を見られたらどうかと。実績として、県下でそういう被災地を見るということを、あるいはボランティアに組み込むとか、そんな形で修学旅行をやっているところは、現在あるんでしょうか。

前田学校政策課長

今、被災地との交流ということで、修学旅行のお尋ねでございましたけれども、本県、高等学校で修学旅行先としては、最も多いのは北海道でございます。その次は関東でございます。

したがいまして、東北地方に修学旅行に行っている実績はございませんけれども、各個別の高等学校で、例えば、徳島商業高等学校においては、宮城県女川第二小学校と地震発生以降、交流を続けておりまして、宮城の女川にございます「さざ波太鼓」という伝統芸能がございますけれども、その太鼓が津波で流されてしまったということで、徳島商業高等学校が商業活動を展開いたしまして、その修復費用あるいは購入費用を捻出いたしましたり、また、徳島商業高等学校の高校生が実際に被災地に赴きまして、去年も12月に参っておりますけれども、ことしも12月末に向こうに参るということでございます。

それから、お互いの交流ということでございますので、この8月には女川小学生の6年生が徳島県に35名でございますけれども、お越しいただいている。こういう交流活動が続いているところでございます。

扶川委員

いい取り組みだと思うんですけども、徳島商業高等学校だけじゃなくて、県下のすべての高校、あるいは場合によったら中学校なんかでも、被災地を見せるというのはすごくいいことなんです。この徳島県がああいう状況になるかもわからないというイメージがわく。やはり現場を見るのは迫力が違います。強い印象を残しますよ、一生のね。そういう、せつかく目の前に生きた教材があるのに、それがちょっと生かされていないのは残念だなと。そのうち、きれいに堤防もでき上がってどないかなるんでしょうけど、それまでに見せてあげるといえるのは大事なことなんじゃないかと私は思うんです。保護者の方なんかの希望もあるかと思うんですけども、修学旅行が教育の機会でもあるならば、そういうことを促進してはいかがかと思うんですが、どうでしょうか。

前田学校政策課長

小中学校につきましては、市町村立学校でございますので、一義的には市町村の教育委員会が設置するという事で、その権限がゆだねられているということでございます。

また、修学旅行につきましては、どの地域に修学旅行へ行くのかということは、学校長の判断でございますので、県教委のほうから一義的に東北を勧めるということで誘導していくことは難しいかと思っておりますけれども、委員の御指摘のような東北の今回の被災地を生きた教材にということも重要でございますので、そのような取り組みも重要であるというようなことはアナウンスとしてはさせていただきたいと思っております。

扶川委員

ぜひ、積極的にアナウンスをしていただきたいと思います。本当に百聞は一見にしかずです。それで、かわいそうな気の毒な状況を全国の人が認識することで、被災地の方の心の支えになるわけです。自分たちは見捨てられてないと。女川との交流というのはすごく大事なことですけど、そういう人道的な観点からも、教育的な観点からも、ぜひ積極的にやってほしい。防災教育をいうならば、私はこれにまさる防災教育はないと思います。

それに関連して1つお尋ねしたいんですが、「釜石の教訓、奇跡」と言われているものについては、ぜひ教材化して、徳島県内の学校でも生かされるように、今後、そういう教材をつくるに当たって、ビジュアルなもの、それから釜石みたいなすばらしい取り組みをしたもの、それから最近の事件に基づく徳島県の被害予測みたいなことをトータルにとらえた教材を子供たちに提供していくべきと思いますが、そういうことはどんなふうに計画されておるのか。

池淵防災・健康教育幹

今、委員から御提案ありました教材についてでございますが、以前にも少しお話はさせていただきましたが、防災教育指導資料を今年度に改定する予定でございます。その中に、教材、ビジュアル的なものが入るかどうかはこれから検討していきたいと思っておりますが、指導資料についての改定について検討してまいりたいと思っております。

扶川委員

動画はすごい迫力です。ああいうものを活用して、生きた教材をつくって、「釜石の奇跡」というのもマスコミから放送されたりしましたけれども。ああいうところも協力をいただいて、していただけるものならね。いい教材をつくっていただきたい。これはお願いしておきたいと思います。

それから次は、この教育振興計画の関係でちょっとお尋ねしたいんですが、岡田委員さんも本会議で議論されたキャリア教育のことが最初のほうに出てきました。これは全部、一応、読ませていただきましたが、キャリア教育というのは大事なことです。こういう位置づけをされるのは歓迎です。

ただ1つ、こういう点はどうかなと思ったのは、企業で社会に出てしっかり働ける人材を育成するというのは、それはいいんですけれども、その社会に出たときに、いろいろな問題が起こることがあります。労働環境が劣悪であったり、不当労働行為に直面したり、そういうことが起こります。下手をすると首を切られたりすることもあります。そのときに、自分を守れる。生きていく力というのは、そういうものも含まれなければいけないと思うんです。そのあたりが、どうもこの中には入っていないんですが、具体的には、例えば、高校生に対して、社会に出て行く前にそういう自分を守る知識をどんなふうに教えられているのか、あるいは教えていくのか。それが入っていないとすれば、この教育振興計画に入れてはどうかという思いがあるんですけれども、いかがでしょうか。

前田学校政策課長

高校生が社会に出たときの労働との関係でございますけども、今、高等学校の学習指導要領におきましては、雇用と労働をめぐる問題、それから労働安全衛生に関する法規、それから労働環境の整備といったものについて、指導要領の中に取り扱うこととされておりますので、各高等学校においてはこれについて学習しているということが、まず1点ございます。

それから、徳島新卒者就職応援本部という会議がございまして、本部長は徳島労働局長、それから本部員として商工労働部、教育委員会、高等学校長、それから徳島の県内の大学、公共職業安定所、こういったメンバーで構成される就職応援本部というのがございますけども、その中でも先般、徳島労働局のほうから、高校生向けの労働条件関係の啓発リーフレットを配布してほしいという依頼がございましたので、私どものほうから高等学校に対して配布しておるところでございます。

中身につきましては「働くあなたを守るルールがあります」といった1枚もののリーフレットでございまして、労働条件の明示、労働者を使用する会社や個人経営者は、アルバイトであっても労働契約を締結する場合には、労働条件を明示する必要がありますといった内容でございますとか、労働時間、休憩時間、休日ということで、原則で一週間の労働時間は40時間、1日の労働時間は8時間を超えてはいけません。使用者として45分以上の休憩を一度与えなければならない。それから労働災害補償、けがをした場合には労災による補償が受けられるといった等々の働くあなたを守るルールがあるということで、高等学校

のほうには配らせていただいております。

扶川委員

問題が起きたときに、そのルールに基づいて助けていただくと。言えば、ここへ来たら相談を受けます、助けますよという案内ですね。でも、就職する前から、会社を選ぶ時点から、雇用契約を結ぶ時点から、そういう知識は要るんです。ここはちゃんと社会保険があるだろうと。ないところもいっぱいあります。雇用保険さえ掛けていないところもありますよ。現実の問題として、労働現場は違法状態が蔓延しておるんです。

その中で、最初からしっかりした自分を守る知識を持って社会に出るというのがすごく大事なことになるので、そういう意味では、この教育振興計画の中にも一言入れていただいて、実際の現場でも、ある程度、時間をとった教育をしていただきたいと思います。

前田学校政策課長

今、申し上げました高校生リーフレットにつきましては、就職前から労働者保護を定めた法令に関する知識を習得していただくということでございますので、当然、在学中にお配りするものでございます。また、今、委員の御指摘ございました企業のお話でございますけれども、この間、新卒者の就職応援本部の第2回会議がございまして、その中でも徳島大学の、これは大学生の就職でございますけれども、最近、いわゆるブラック企業がふえてきているので、就職相談についても緻密にやっていく必要があるというようなお話でございました。そこは大変重要な御指摘だと思っておりますけれども、この教育基本計画の中で、その労働条件について記述していくかどうかということにつきましては、今、御意見を賜ったということで、承知しておきたいと思っております。

扶川委員

キャリア教育とセットで、自分たちの身を守る知識を身につける教育をやっていただきたい。ぜひ、入れていただきたいと改めてお願いしておきます。私もいろんな相談活動を地域でやっておりますが、本当に知識がないんです。身を守るすべを知らない。それについてはやっぱり高校を出る、それから大学を出るときに、知識が持てるようにすべきだと。少なくとも高校ではしっかり教えておくべきだと思いますので、改めてお願いしておきたいと思います。

次は、太陽光の関係でお尋ねします。教育委員会の保有施設、高校だけじゃなくて、全体に太陽光の設置を進めるべきだと思うんですが、防災の観点から非常用の電源としてセットで、蓄電池と合わせて配置しているという説明を前々から受けてますが、例えばクーラーの電気を夏場しっかり使うと電気料金が上がります。電気料金の基本料金は、年に1回のピークを基本に決められる仕組みになってます。だから、そのピークカットをするために、それを監視する装置もあちこちにつけていると思うんですけど、その監視装置がどの程度普及しているのかということと、それと、ピークカットする観点から、例えばクーラーを使うときなんかはさんさんと照っているわけで、そのときは太陽光によってピーク

カットすることができると思うんです。そのあたりも単なる防災の観点だけでなく、省エネとか実際の経費節減ということになっていくと思うので、環境にも役立つと思うので、取り組みをお願いしたいんですが、今後、どのようにお考えか教えてください。

藤林施設整備課長

今、扶川委員から太陽光発電を利用して、クーラーの電気が最大になる夏場等のピークカットをする方向も考えられると。今後、どのように考えているのかという御質問でございますが、今、委員からもお示しいただいたとおり、東日本大震災では災害時の電力の供給という観点からも、自然エネルギーというのは非常に重要なものと改めてクローズアップされまして、徳島県でも環境教育だけでなく、防災対策としても非常に重要かつ有効な取り組みと認識しております。

それで、学校における設置につきましては、県立学校では平成22年度に、以前にもお答えしましたが、徳島科学技術高等学校、貞光工業高等学校、海部高等学校、この3校に現在、太陽光発電を導入している状況でございます。また現在、改築工事に着手しております盲学校、聾学校につきましても、蓄電池付きの太陽光発電を導入して、防災機能の強化を図っていきたいと考えております。

さらに、「県立学校避難所施設強化充実事業」を昨年度から実施しておりますが、この中においては、今年度は海部高等学校に設置しております太陽光発電装置に蓄電池機能を付加して、また、富岡東高等学校には、蓄電池付きの太陽光発電装置を設置することとして、現在、事業を進めているところでございます。太陽光発電につきましては、自然環境を考慮したエコスクールとか、非常用電源の確保の観点からも重要な設備と認識しておりますので、今後、順次他校にも設置していきたいと考えております。

扶川委員

ぜひ、積極的にやっていただきたい。それから、県有のほかの施設ですが、例えば、私の地元にも教育総合センターがありまして、あの辺は大きいですから、載せようと思ったからまだまだ載るんですけど。そういう載せられる可能性というのをちゃんと全部把握して、計画的にやられるんだったら、それなりの規模の物を載せるべきだと思うんです。教育総合センターでも一部しか載っていない。これまでは、そういう環境教育的な意味合いでしかなかったんでしょうけど、ある程度、大きなスケールの物を載せることによって、エネルギー、それから防災でもより役に立つわけです。どんどん安くなっていますから、可能性が広がってくると思うんです。教育委員会の所有の施設をすべて点検して、載せられるところには、どんどん載せていただきたい。いかがでしょうか。

藤林施設整備課長

今、御提案のありました教育委員会の県有施設について、太陽光発電を載せられるところにつきましては、どんどん検討してという御提言でございます。県有施設、高等学校、それから今、お話のありました総合教育センターと施設がございますので、今後、太陽光

発電の設置につきましては、先ほど申しました「県立学校避難所施設強化充実事業」というのもございますので、どういう施設にどれだけのものができるかも含めまして、屋上施設につきましては、今後とも面積、それから津波等がございますので避難をしていかなければならないという屋上もございますので、そういう面も含めまして研究してまいりたいと思っております。

扶川委員

これも要望ですが、とにかく積極的にやっていただきたいと思います。我が家も太陽光パネルを取りつけまして、毎日、台所に行きますと、ピッと押して「きょうはどれだけふえたかな」とやっておるわけですが、実に楽しいものでございます。こういうことは、いろんな家庭、事業所、お役人の施設でやると、本当にすごいエネルギーが生まれます。ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

あと一点だけ、前から低所得者に対する教育支援の取り組みを提案をさせていただいております。高知市とか埼玉のアスポートなんかでやっているような取り組み。厚生労働省が後押しをして、10分の10の補助事業なんですけど、パーソナル・サポート・センターとくしまでもやっているんで、私もチラシをいただいて、できるだけ協力していこうということで御紹介しようと思うんですが、新年度に向けて今、福祉のほうとも連携して検討されていると思うんですが、どんなふうに関後、取り組んでいかれるのか。新年度に向けて、お話いただける範囲でできるだけ説明いただければと思います。

前田学校政策課長

生活保護世帯への学習支援のお話でございますけれども、パーソナル・サポート・センターとくしまとの協議につきましては、生活保護世帯の生徒等を対象とする学習支援教室の開設でございますとか、将来的にはそういういろいろ県内全域にも広げていこうというような協議は進めているところでございますけれども、一方で、県庁全体の取り組みとしまして、若者生活支援企画員室というものを設置してございます。10月の中旬に第1回会議を行ったところでございますけれども、福祉こども局、それから労働雇用の関係の監督局、それから教育委員会も入りまして、生活が困窮している若年層に対する就労支援に加えまして、生活保護世帯、生活保護受給世帯の子供に対する就学支援ということを検討項目に掲げまして、これからこの企画員室で議論を進めていこうという状況でございます。

扶川委員

このパーソナル・サポート・センターとくしまが取り組みされようとしているもの、例えば、埼玉県でやっているような県が主導した、あそこは県下各地に5カ所で行ったか、そういうものとして発展させていくというようなイメージでとらえてよろしいんですか。それとも、別個にあれも1つのものだけでも、市町村も含めてどんどん設置を進めていくと。どういうイメージなのか、もうちょっと教えていただけますか。

前田学校政策課長

パーソナル・サポート・センターとくしまにつきましては、今、現在2カ所で実施しているところでございますけども、これはこれで徳島のパーソナル・サポート・センターとくしまでやっていくということでございますけれども、一方で、県庁全体での若者生活支援企画員室というものが設置されてございますので、それは徳島県全域を見ながら、就学支援、あるいは就労支援ということについての課題方策について、考えていくということでございます。

扶川委員

そうしたら、これは高知市みたいに市が取り組む場合もあるわけですが、県下の子供たちがどこにおってもサービスが受けられるように、絶対数は大都市と違ってそんなに多くないと思うんです。しかし、県下のどこにいても受けられるような仕組みづくりをパーソナル・サポート・センターとくしまも生かしながらやっていただきたい。それは、ぜひお願いしたいと思います。

福祉の部局とも連携して若者生活支援企画員室というのを立ち上げるんでしょうけども、例えば、その中で、生活支援企画員は教育だけじゃないんです。私は前々から申し上げているんですが、運転免許証を持たずに社会に出てしまう低所得者家庭の子供さんが、現実にいるんです。私もたくさん相談を受けましたけど、運転免許証を持ってないために、物すごいハンデになって仕事が見つからない。徳島県みたいな土地柄のところでは、運転免許証なしでは本当に大きなハンデになる。低所得者の子供さんが高校を出るときに、あるいは出た後に、あるいは大学に入ったときに、専門学校に入ったときに、運転免許証が取れるように、そういう支援があってもいいんじゃないかと。

これは、生活保護の枠組みの中にもあるんですが、非常に限られた制度で、行き先の企業に内定して、そこで免許証をどうしても要りますということを行き先の企業が書いてくれないければ、生活保護家庭の子供さんは運転免許証を取ることはできません。それから、専門学校になってしまうと、世帯として切り離されてしまいますので、保護からはずれるんです。だから、生活保護の仕組みの中で運転免許証を取る件数は、非常に限られています。もう少し、対象の幅を広げて、例えば、生活保護者だけでない就学援助を受けている家庭のお子さんだって、運転免許証を取りたいときには、何らかの支援の仕組みがあってもいいんじゃないかということを私は思うんです。教育委員会の直接の仕事でないかもわかりませんが、この企画員室の中で、一緒に検討する中で、ぜひ、そういう意見も挙げて議論していただきたいんですが、いかがですか。

前田学校政策課長

教育委員会といたしましては、生活保護受給世帯の子供に対する就学支援ということで、進学アドバイス、あるいは学力の向上支援を行うことによって、就学意欲の醸成、それから就学期間の確保を図るという観点から、この企画員室に参加して、また意見も述べさせていただいたことと思っておりますが、委員から御指摘いただきました運転免許証の取

得のお話につきましても、この若者生活支援企画室の議論において、御指摘があったこと
をお伝えしたいと考えております。

扶川委員

わかりました。そうしたら、もう終わりますが、最後にもう一回、いじめのことについて
は、お願いだけしておきたいと思います。前にも議論しましたが、いじめをなくすため
の条例、可児市の条例について御紹介をしましたが、非常にいい条例になっています。私
はそういう子供の権利条約みたいな観点を踏まえたいい条例が徳島県にも必要だと思うん
ですが、一方で、大津市のように子供にいじめの報告義務を課すみたいな、いじめを見過
ごした場合に罰則まで考えるような、ちょっと行き過ぎた条例になる場合も考えられるわ
けです。

だからこれは、基本的には子供の権利条約というものをしっかり踏まえたいい条例でな
ければ意味ないと思うんですけども、今後、検討する中では、意見を申し上げたような点
も配慮して、条例自体は、ぜひ積極的に検討していただきたい。前に教育長さんにお尋ね
したら「今は考えておりません」ということだったので、また、同じ答弁になると思うの
で、要望だけしておきたいと思います。よろしく願いいたします。答弁いただけるんだ
ったら、いただいて終わります。

佐野教育長

今、御提言いただきました。国の動向を見ながら、そして、またよりよい方策を研究し
てまいりたいと考えております。

臼木委員

U S Bメモリー紛失の経過と原因について、以前も鴨島商業高等学校で発生したかと思
いますが、このメモリーというのは、本当に買い取る集団がいて、売る集団があり、大き
な犯罪にもつながってゆくやに思われるんですが、どのようなU S Bメモリー紛失の経過
と原因について、ある一定、マスコミさんの発表で理解はしているつもりですが、お教え
いただけますか。

松山教職員課長

貞光工業高等学校におきます個人情報が入ったU S Bメモリーの紛失について、御質問
をいただきました。紛失したU S Bメモリーは、公務に使用する物として学校が購入した
ものでございます。その中には、U S Bメモリーを使用していた教諭が担当する科目の生
徒の成績 142 人分、それから当該教諭が顧問をしておりました部活動の部員名簿51人分が
入っております。

事故の発生の状況でございますが、11月14日の水曜日に当該教諭は、このU S Bメモリー
を使用して職員室の自分の机で業務を行った後、午後 5 時ごろパソコンをシャットダウ
ンし、その後、机の引き出しにU S Bメモリーを入れ、施錠したつもりで帰宅しましたが、

翌11月15日の木曜日の朝、当該教諭がパソコンの電源を入れようとしたとき、USBメモリーがなくなっていることに気づいたということでございます。その後、学校ではあらゆる場所を探しましたが、見つからなかったため、県教委へ報告するとともに、警察へも相談したということでございます。なお、USBメモリーに入っていた個人情報に該当する生徒及び保護者につきましては、一部連絡のつかない卒業生を除き、謝罪を終えたと聞いております。経過については以上でございます。

臼木委員

これは、大変なことだろうと思います。採点、点数が部外に漏れるということは、子供さんが本当に傷つくのではなかろうかと思います。個人情報の管理のあり方については、どのようにしてるんですか。

浦土井学校情報化推進室長

今回、USBメモリーということなんですが、個人情報が記録されたUSBメモリーについて、保管責任者は各学校の副校長または教頭になるんですが、一元的に保管管理し、その際には暗号化をするというような形で管理することにいたしております。

臼木委員

情報は暗号化してるから、外へ漏れても詳細は部外には漏れんということですか。そういうふうな決め事をしておきながら、この先生は暗号化もしてなかったんですか。

浦土井学校情報化推進室長

先ほど管理基準についての御説明を申し上げたところなんですが、今回の事案につきましては、まず学校としての管理体制として、先ほどの保管責任者による一元管理ができていなかった。実質上、教職員の個人管理になっていると。それと施錠保管というような部分も十分確認できていなかったと。それと、この点についても周知が十分できていなかったわけなんですが、暗号化がなされないまま今回は紛失に至ったということで、非常に深刻に受けとめておるところでございます。

臼木委員

本当に人を指導する教職員にそういうことがあってはならないんじゃないんですか。これだけ大切なことを、決められたことをすべて守れてなかったということですね。

浦土井学校情報化推進室長

今回につきましては、いろいろな要因というか、注意不足の部分もありますし、学校としての管理体制の不十分な部分もあったということで、一応、先生方は常に個人情報を取り扱う機会が多いという中で、重要な個人情報を取り扱っているという意識が希薄化していたというか、そこらあたりの注意が散漫になっていたんじゃないかということで、今回

の事案を受けまして、先ほど申し上げました保管責任者でございます副校長、教頭等を集めまして、担当者会議を去る11月30日の金曜日に実施しまして、その点につきまして、さらに注意喚起、周知徹底を図るように指導したところでございます。

臼木委員

これで2度目ですよ。同じ類似のね。だから鴨島商業高等学校で発生した時点から、全く今回に至るまでに、周知徹底ができてなかったんじゃないんですか。

浦土井学校情報化推進室長

先ほども申し上げましたが、平成16年度に鴨島商業高等学校のほうで、高校入試関係のフロッピーディスクが紛失という事案がございました。その後、知事部局等におきましても同様の事案がございまして、先ほど申し上げた管理体制につきましては、平成22年度からそういう形で管理するようということで周知を図っていたところなんですが、今回のような事案が生じてしまったということで、本当に深刻に受けとめております。

先ほど申し上げた会議も含めて、そもそもUSBメモリー自体が軽便な物で、紛失ということが常につきまとうということなので、そもそもできるだけ使わないようにというようにも含めて、再度、周知徹底、これまでの取り組みの再点検等も含めまして、やっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

臼木委員

今後、二度とこのような事案を発生させないために、具体的な防止対策については、どのように考えておられますか。

浦土井学校情報化推進室長

今回の事案も含めてですが、やはり最終的には人為的なミスという形が原因になっている部分がございますので、毎年度、教職員全員に情報セキュリティポリシーのセルフチェックということもやっていただいていたところなんですが、それと合わせて現在、まさに実施するところなんですが、実地監査ということで各学校現場に赴いて状況等の聞き取りをする、あるいは現場を確認するというような取り組みも行っておりますので、そういった取り組みの中身も再点検いたした上で、今後ともそのあたりを十分に周知徹底を図っていきたいと考えております。

臼木委員

教職員のコンプライアンスの向上については、どのように取り組もうと思っていられるんですか。

杜コンプライアンス推進室長

委員から御指摘のコンプライアンス意識の醸成につきましては、平成21年に本室が開設

以来、例えば、このような「コンプライアンスハンドブックケース集Ⅲ」というような資料を毎年発行しておりまして、研修に使ってもらっております。また、このたびのU S Bメモリーの紛失の事案に関連いたしましては、まさにただいま12月1日から12月7日までの期間で、冬のコンプライアンス推進週間を実施しておりまして、本日からその取り組みの一環といたしまして、eラーニングによるコンプライアンス研修を全教職員、小中学校も含めて全教職員並びに事務局職員等にやってもらっております。今回のテーマは個人情報の保護で、御指摘のU S Bメモリーの管理につきましても、各自がeラーニングを通じまして徹底的に学んでいただけることとなっております。また、その結果につきましては、アンケート調査を管理職に提出することも義務づけておりますので、これを機に個人情報の保護については、先生方一人一人に検証していただきたいと考えております。また、今後とも研修を強めていきたいとも考えております。

臼木委員

本当に、大人の情報が漏れた以上に、幼いお子さんのことですから、同じ問題意識を皆さんに持っていただいて、二度とこういうようなことが発生をしないように、ぜひ注意喚起を図っていただきたいと強く申し述べて終わります。

岡田委員

今の臼木委員の関連ですけれども、今の説明をお伺いしていますと、U S Bメモリーがなくなったのは、先生が机の引き出しに入れて、施錠したかどうかの確認をせずに帰ったら、次の日の朝になかったというお話ですよ。ということは、校内にだれか不審者が入ってきて、盗難に遭ったという確率のほうの調査というのはどうなっているんですか。

松山教職員課長

学校は、つるぎ署に相談もいたしまして、その辺の学校での出入り等々を全部聞き取りもしたようなんですけれども、当該教諭の机が非常に管理職等も見える位置に、すぐよく見えるところにあったということで、その辺は警察から詳細なことを聞いてはいないんですけれども、今のところ盗難等の事件性については、低いんじゃないかという感触を校長は持っているということでございます。

岡田委員

今のお話でしたら、先ほど言ったその先生が、引き出しに入れて施錠を忘れていた可能性という部分ではなくて、逆にその担当の先生が持って帰ってはいけないはずのU S Bを持って帰って、紛失されたというほうの可能性が高いということになってしまいますので、そうするとその先生のされた行為というのは、今まで説明されたことが全部守られていないということになってしまいますね。それでよろしいんでしょうか。

松山教職員課長

ただいま御質問いただいた件につきましては、まだ学校のほうから警察との相談も含めた上での詳細な報告がまいっておりませんので、これを踏まえて十分判断はしていきたいと思いますが、当初、当該教員に聞き取りしたところでは、自分は机の引き出しにきちっとしまって、施錠して帰ったつもりであると。ふだんもそうしているということを校長からは聞いております。

岡田委員

その話の食い違いってというのは、どこがきたら一致するのかわかりませんが、とにかく、その先生が持って帰ったのは事実というようなことになってしまいますので、そうなれば、先ほど臼木委員も言ってたけど、コンプライアンスの問題、今までの管理体制のあり方というのを再度構築していただかないと。U S Bメモリーの中に保存するということで、U S Bメモリーなんてのは手のひらに入るサイズですので、逆に悪意で持って帰ろうとしたら何ぼでも隠して持って帰れる物ですし、フロッピーディスクとかC Dであれば、まだしも少し大きさがありましたけども、どんどん小型化されていっている物、またU S Bメモリーのみならず、もっと小さく情報が物すごく入っていくツールとかもできておりますので、そうなりますと、本当にだれがどういうふうに管理するのか、また学校現場でどのように管理するのかという部分のあり方を再度見直してもらわないと。

それと今、物すごい受験の時期になってきましたし、学校で本当に重要な文書等々を預かっておりますので、先生方も基本持って帰らずに学校でされているというのが基本だと思いますが、その後、じゃあどこに、最終的に管理するのは金庫に入れますということで、じゃあ金庫の最終確認はだれがして数を数えて帰るという最終的な部分までもきちんと管理体制を整えてもらって、先生方同士それぞれが見張り合いをするというのもおかしい話なんですけども、ちゃんとコンプライアンスを守れるように、また決められた仕組みというのがちゃんと遂行されて、二度とこのようなことがないように。二度目なんですよね。二度目なんで、二度あることは三度あると言われるので、三度ないように、ぜひ体制を整えてほしいと思うんですが、教育長どうですか。

佐野教育長

岡田委員の御指摘のように、全くその管理体制がなっていないというふうに責めを受ける状況ではなかったかと考えられます。盗難、紛失にかかわらず、生徒の大事な情報が、そのU S Bメモリーもろとも紛失をしているという状況には変わりございません。そういった意味で、今、臼木委員、岡田委員の両委員から御指摘をいただきましたように、学校でとり得る体制すべてをチェックいたしまして、二度とこういうことがないように、今回の教訓を重く受けとめたいと考えております。

岡田委員

警察のほうの捜査依頼等々も含めて、ちゃんとU S Bメモリーが見つかるまで探していただきたいと思います。

それともう一点は、事前委員会のときにも言っていたんですけど、この「徳島県教育振興計画（第2期）中間取りまとめ」を見せてもらっておりましたが、調理実習の時間とか家庭科、技術科の時間という部分が、学校教育の中で実習をする時間というのは全然ないんですけども、今現在、家庭科と技術が一緒になって、家庭科の時間が技術の時間の半分になったので、調理ができない子供たちがふえた、また大人たちがふえたという部分を最近よく聞くようになりました。

当然、裁縫のほうに至っては、ミシンは使えないことが当然のように、ミシンが使える人のほうが珍しくなって、またそれが仕事として活用できるという時代になってきているようなんですけども、実際、今の現場で調理実習の時間というのはどれぐらい確保されているんですか。家庭科の時間と含めてお願いします。

藤井学力向上推進室長

今、委員から家庭科の時間、あるいは調理実習の時間というのがどのようになっているかという御質問であったかと思います。学習指導要領における中学校家庭科の標準授業時間ですけれども、家庭科については1、2年生が週1時間、3年生が週0.5時間であり、3年間で87.5時間となっております。その内容は4つに分かれておりまして、家族・家庭と子供の成長、それから食生活と自立、住生活と自立、身近な消費生活の環境と4つに分かれておりますけれども、食生活に関する学習は実習が含まれるという関係で、県内中学校の昨年度の実績では平均30.3時間、これは調理実習だけではないんですけども、食生活と自立という単元で30.3時間と一番多く配当されているところでございます。

調理実習はどれぐらい行われているかと申しますと、調理実習は3年間で最低4回は実施することされております。基礎的な日常食の調理ができることとして、魚を使ったもの、肉を使ったもの、野菜を使ったもの、郷土料理を扱ったものという4種類の調理を実施することとしております。それが1時間の実習であることから、1品だけの調理をすることとなっております。魚であれば、ムニエルにサヤインゲンのソテーとか、ニンジンのバター煮を添えた1皿、肉であれば、生姜焼きにキャベツの千切りなど、必ず野菜も調理して1品だけでもそれに添えたりというようなところで、1時間でできる実習をしております。

ただ、調理実習をする前の段階で、基礎的な野菜の切り方とか、そういう学習するために、いろいろな切り方の学習をした後に、例えば、キュウリの小口切りが限られた時間の中で何枚切れるかとか、あるいはリンゴの皮をいかに長く切れるかとか、そういうような技術を評価するという方法で、子供たちに意識づけしているようなところもございます。

岡田委員

ありがとうございます。限られた時間数で、子供たちにいかに効率よく実習してもらいかという取り組みを本当に頭を悩まされながらされているんだなと思うんですけど、やはり、ナイフを使うとか、調理するとか、料理するとかというのは、食育の教育の中につながっていくと思うんです。徳島県の食育で、地産地消の物を使って食育をしていきましょ

うということで、農業体験であったり、いろんな取り組みを各小学校、幼稚園から始まって、中学校でされている部分もあるんですけども、その中で、最終的に食育をしようと言って、食べる物は座っていたら出てくるわけじゃなくて、だれかにつくってもらわないと出てきませんよね。

そうなったときに、何でこんな話をするかという発端は、カット野菜がスーパーでとてもよく売られていると。売られる量もふえたし、買っている人もふえているという話からなんです。結局、地元の基幹産業、徳島なんかは特に農業、漁業っていうのが大きな基幹産業の1つであるんですけども、その中にあって、今回の質問でも、それを販路拡大で東京に売りましょう、ヨーロッパに売りましょう、世界に売りましょうと言いましたが、まずは地元の地産地消という部分で、野菜を切って食べるという基本のことを子供たちがしてくれないと、徳島での消費というのは続かないんです。維持できないんです。

それで、家庭科の時間ってどれぐらいあるのかなと。それとよくお母さん方に、このごろ、料理もミシン、裁縫も中途半端なことしか教えてくれないからと。当然、家庭力が下がっているというのが前提にあるんですけど、それを補うべく学校教育という部分で取り組んでもらっているという点で、今お話をさせてもらっているんです。その中で、何もかもが中途半端なという子供たちをつくるのが目的ではなく、最低、野菜は自分で切れますという子供たちを育ててほしいので、今話をさせてもらっているんですけども。その中にあって、その地産地消を、食育というバランスのいい御飯を食べましょうというのを、パネルで見せてもらうだけじゃなくて、やはり自分たちが体験したことが将来に生きていくと私は思っています。

自分が体験したことから、いろんなことを経験させてもらってよかったなと思うことで、世界が広がっていくという部分を言うならば、やはり子供たちが学校現場でイチウ切りであったり短冊切りであったり経験を積み重ねながら、こうしたら危ない、手を切るよというのを教えてもらいながら、取り組んでいく時間をもっとつくってほしい。3年間で4回しか調理実習しないというのは、かつてだったら、多分1年間で4回ぐらいつくってたと思うので、びっくりしたんですけども、その時間数の減り方は、いろんなカリキュラムとの兼ね合いもあるかと思うんですけど、ぜひ徳島ならではの工夫をさせていただいて、食育の時間と兼ね合わせて、調理実習の現場をふやしていく。

また、平均的にと言いますか、好きな子は好きで物すごく取り組んでいるのもわかりますし、ただ、しない人は全くしないっていう部分の底辺を底上げするほうの取り組みをぜひ教育現場でもらえれば、お母さんたちが子育てが嫌になったりネグレクトじゃなくて、「そなん簡単よ、すったらいいんよ」とできる、簡単だと思えるような動機づけがないと、本当にいろんな子育ての問題というのは、何ぼ大人になって解決しようとしたって無理なんじゃないかなと思いました。

それで、学校現場において調理する、料理する、野菜と触れ合う、魚と触れ合う、肉と触れ合う、徳島ならではの郷土料理に触れ合うっていうことの取り組みを今していただいて、一品一品ずつですがっていうお話でした。つくられている現場で、もう少し事前に訓練できる、野菜でそれが簡単にできる。最近、子供の口癖で「面倒くさい」ってよく

言うんですけど、面倒くさいじゃなくて、それは簡単なんよっていうことを、簡単なんよ、簡単なんよと逆に子供たちに言うことによって、その子供たちが面倒くさいじゃなくて、簡単なんよと思ってもらえるような教育のあり方であってほしいなと思うので、今後、取り組みとして工夫をしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

藤井学力向上推進室長

先ほど、最低4回の調理実習と申しましたが、実はそのうちの1回は1食分の食事の調理をすることによって、主食、主菜、副菜などすべてをつくって調理の技術を身につけるとともに、先ほど食育によるということでもございましたけども、栄養のバランスに配慮した献立を作成するなどして、食育の充実にも結びつくような指導を行っております。

それから、学校で学んだことが、確かに時間も少ないということもございまして、例えば、夏休みなどに家庭科の調理実習で身につけた知識や技術を実際の生活で活用して、家庭や地域社会と連携して実践的な能力を身につけていくような問題解決学習的な課題を与えて、そして、それをまた学校に持ち帰って、例えば、2学期に入ってからほかの人と自分がやってきたことを話し合っ、さらにそれをフィードバックしていくような取り組みも実施しているところでございます。

池淵防災・健康教育幹

学校における食育につきましては、給食時間における指導を初めとしまして、各教科等における食に関する指導、それから個別相談指導等の食に関する指導をもって行っております。ただ、教科間におきましても総合的な学習の時間などを使いまして、地域の食材を取り上げて、これを活用した献立の開発や調理実習を行っている学校もあると聞いております。調理に関しては、1食分の献立を手順を考えながら調理するということが大切だろうと考えますので、今後、栄養教諭、学校栄養職員と家庭科の担当教員との連携を図りながら、食育について計画的に進めてまいりたいと思っております。

岡田委員

ぜひ、お願いしたいと思います。それで、心と体の健康っていう部分で、オリンピックの前じゃないですけど「みんなの身体は食べる物でできている」というCMも流れておりましたけれども、やはり食べる物によって、女子のほうがちょっと丸っこい体型というようなデータも出ていましたけれども、いろいろバランスよく食べるということと、それと健康に、家族の心も体も健康にするためには、やはり食べる物に気をつけようという部分が食育のあり方と思うのと同時に、やはり自分たちでできる子供たちをつくってもらって、それは男の子も女の子も関係なく、人として調理ができて自分たちで自立ができる子供たちをぜひ育ててもらいたいと思いますので、お願いしたいと思います。

それで、カリキュラム云々が文部科学省の話であれば、文部科学省にぜひ徳島の提言として、もっと実習ができるようなカリキュラムにしてもらえるように。本当に今の中で何が足りないかと言うと、子供たちの家庭力が下がっているのも大きな問題なんですけども、

やはり学校現場で私がしてほしいのは、なぜかと言いますと、成長段階に応じて最後にテストするじゃないですか。そうしたら、調理実習にしても切り方の実習のテストがあつて、ペーパーは関係なく、実習でプラス点をもらえることが子供の励みにもなるし、それをまた一つの目標として、努力していこうという取り組みにもなっていくし、友達同士が教えあつたり、いろいろと助けあつたりするという部分でも、それぞれが目に見える形で努力していきましょうよと。それでないと、次の学年に上がりませんよというカリキュラムだからこそ、学校現場の中で到達目標に向かって努力するという子供たちをぜひ育ててもらいたいと思いますので、ぜひ徳島モデルをつくってください。ということで教育長どうですか。

佐野教育長

今、岡田委員さんのお話のとおりだとは思いますが、私の立場としては、家庭にも御期待を申し上げたいと思っております。私自身も母それから祖母から、そういうことを学んだ経験もありまして、十分に学校も食に取り組むことを前提として、ぜひ御家庭にもそういう御協力をいただいて、家庭の教育力低下と言われておりますけれども、自分で食べる物、生活する物、そして生き抜くための力を学校と家庭と地域社会とが一緒になって、そういう子供たちの育成のためにも、地域や家庭にも学校に負けないほどの期待をしたいとは思っております。

岡田委員

ぜひ、その家庭力のある家庭をつくるためにも、学校現場の教育をお願いしたいと思います。

重清委員

時間もありませんので、1点だけ。先日、報道でいじめ問題について、国のほうから、それに対する評価の見直しというのが出ておったんですけど、今、文部科学省かどこからか、どういう内容の通達なり、どういう文書が来ておるのか、まず、そこをお伺いいたします。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、重清委員から国からの通知についてでございます。文部科学省の緊急調査を受けまして、それをもとに通知が出まして、本県もそれを市町村教委、それから学校のほうに本日通知を発出するところでございますが、中身につきましては、主といたしまして、学級担任や特定の教員で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応し、保護者や教育委員会と適切に連携を図ること。それから、児童、生徒等が発する危険信号を見逃さず、早期発見に努めるとともに、問題を隠さず早期に適切な対応をとること。また、いじめは人間として絶対に許されないとの認識の徹底や児童、生徒のみずからの主体的な参画による取り組み等によるいじめを許さない学校づくりを進めること。というふうなことが主たる

内容でございますが、さらにそれに加えて、先ほど、委員のほうからお話ございましたような学校評価の際の視点、それから教員評価の際の視点というのを合わせて留意点として述べられたところでございます。

重清委員

こういういじめに対する学校評価と教職員の評価というのを変えるということですか。それで県教委は高校の先生の評価を変えていくのか。市町村教員の評価を変えていくのか。それとこれは、給料に反映されるのか、昇級するときに反映される内容になるのか。どのような方向で検討しているのかお聞かせください。

松山教職員課長

いじめ対応の問題を教員の評価にどのように反映していくのかという問題でございますけれども、先ほど委員御指摘の文部科学省からの通知によりますと、いじめの問題に関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日ごろからの児童、生徒理解の状況やいじめが発生した際の迅速かつ適切な対応等が評価されるように留意する必要があると。こういうように指摘されております。

本県の教員評価では、従来よりいじめを含む生徒の問題行動への対応に関しましては、生徒指導や学級経営の項目で評価をしておりますけれども、当然その際、問題行動の数だけで評価するのではなく、常日ごろの子供へのかかわり方や事後の取り組み状況等を十分に観察して、その教員の年間の頑張りをトータルで評価するようにということは、従来から研修会で指導しておるところでございますので、この度の文部科学省からの通知を踏まえ、さらに適切な評価ができるようにしてまいりたいと考えております。

それから、給与への反映の件につきましては、今後の公務員制度改革の状況も見据えながら、現在、慎重に研究しておるところでございます。

重清委員

ちょっとわかりにくいんですけど、今までやっているのとはそんなに変わらないという内容なのか。いじめに対しては、これからこういうふうに変わります。そのために、文部科学省が出してきてるんやけど、別に今までも、いじめに関することも評価をしておりますという感じで。そしたら、実際的には変わらんのですか。

松山教職員課長

特にいじめとか、あるいは暴力行為とか、その他の生徒の問題行動個々への対応という形で評価項目を設けているわけではございませんので、本県の場合は、生徒指導あるいは学級経営、学習指導、そういう大きな評価項目をさまざまな望ましい教員の求められる水準を示しながら評価するようにしておりますので、特に学校長が評価していく場合に、特に最近、新たにいじめの兆しを見つけていくとか、より迅速な対応をとるとか、当然、意識して評価はされているものと思いますけれども、従来から本県では、そういう文部科学

省が言うような数とか、あるいはそういうふうなことで評価はしていなかったということでございます。

重清委員

数で評価とは、少なかったら今までは評価がよかったということですか。多かったら、それをなくしたというので評価してたのか。どんな評価を今までしてたのか。それで、今から変わるの、どのように変わっていくのか。僕らが聞いてもわからんのに、先生はわかりますか。保護者はわかりますか。いじめ問題は今までは、どっちかと言うたら隠すと言うか、ゼロって言う先生が評価されよった傾向やったけど、そうではないと。包み隠さず出してくださいと。それと、それに対応しての対応をきちんとしませんかと。それに対する評価をしましょうということではないんですか。いじめがない学校は、今までのように指導がきちんとできておると。そういう評価だったら一緒と違うんですか。それを変えてほしいというのが、保護者なり子供の意見と思うんですけど。今のやったら、いじめに対する教育委員会の明確な方針が見えませんがね。どうですか。

松山教職員課長

これまで、いじめとか生徒の問題行動について、教員をどういうふうに評価をしておったのかという御質問でございますけれども、それは先ほど申しましたように、常日ごろの子供へのかかわり方、それから児童、生徒との間にどれだけ信頼関係があるのか、あるいは保護者や地域との連携、同僚とのかかわり方がどうなのか、その辺は年間の教員の頑張りを管理職等がじっくり見まして、それに基づいて面談もしながら評価するというところで取り組んでおりました。

当然、いじめ等々については、隠すことはもちろんあってはならないわけでございますが、やはり小さな兆しでもそれを見つけて、早期発見、早期対応で解決していくことが非常に大事であるということは、管理職の研修会、あるいは各種の校内研修の中でも、その点を強調しているところでございますので、それに基づいて、今後、しっかりと教員を見て評価できるように指導してまいりたいと思っております。

重清委員

常日ごろのかかわり方とか信頼関係、その評価は今までどおりでいいと。いじめ問題を聞いてるんですよ。いじめが起きたときに、どういうふうな評価をこれからするんですかと。わかりやすく答えてくれませんか。先生たちがどのようにやったら、どのような評価を県教委はしていくのか。いじめがもし起こったときに、どうしていくのか。ことしやって報告は多くなったということは、出していかんかと。そのほうが評価もしてくれると。後の対応もきちんとせんかということと今、方向は変わっていつてるのに、それに対する評価をどういうふうにするかというのは、今度の文部科学省の通達というのは、今までどおりのようなこんな内容ですか。それやったら1回見せてほしいんですけどね。

前田学校政策課長

今般、文部科学省から通知が来てございますけども、従来であれば、初等中等教育局長名で済む通知でございまして、今回、大臣官房長名との両名で来ております。したがって、この通知は極めて重い通知ということでございます。その中で申し上げますと、取り組みの徹底についてという項目がございまして、学校評価及び教員評価においては、留意点についてということをお知らせしております。

その中を申し上げますと、学校評価につきましては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなくて、問題を隠さず児童、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立てて具体的な取り組みをやるべしということで、法令上その学校評価につきましては、これこれこういう評価項目でやりなさいというような規定はございませんけども、参考例というものをお知らせしております。学校におけるいじめへの対処方針、指導計画を明確にしているか、日ごろから児童、生徒が発する危険信号を見逃さないように早期発見に努めているか、これらの方針や取り組みについて、保護者や地域と共有して理解や協力を得ているか、組織的に対応する体制が学校内で整備されているかということに留意する必要があるということでございますので、各都道府県の教育委員会、徳島県の教育委員会におきましても、この学校評価あるいは教員評価につきましても留意すべき点ということが示されましたので、今後、これについて具体的に考えていく必要があると考えております。

重清委員

今、具体的に考えてと。これを本当にいつごろから、県教委でこういうふうに行うという方向が出てくるのかなと思ったんですよ。そうではないんですか。今までの答弁みたいに、もう既にこういう感じでいくと。本当なら今こうやって通達が来ましたと。徳島県教委としては、これに対する先生の評価、学校の評価をこういうふうに行うというふうにいたしますよと。それから、目標としてはいつごろからやります。そうではないんですか。どうですか。

佐野教育長

重清委員から、教員評価はいつからということですが、この通知については、11月21日でこちらのほうで受け取っております。当然、年度途中ではありますが、これから教員評価とか学校評価も年度のまとめに入りますので、これからこれを適用してまいりたいと思いますし、今、前田学校政策課長から、あるいは教職課長のほうからありましたけれども、従来から徳島はそういういじめの多寡のことについて評価等はしていないつもりでございまして、ややもすれば、そういうふうなことがあってはいけないと思いますし、そういうことを肝に銘じてこの通知をもとに、これから取り組んでまいりたいと考えております。

重清委員

教育長から答弁いただきましたので、とにかくいじめがあったら、とにかくみんなで対

応する。そのときに、先生もこれからはどういうことをしたらいいんか。評価も変わるんだったら、いじめがなくなるようなそういう評価をしていただきたい。学校に対しても一緒です。これが一番だと思います。それはくれぐれもお願いしておきたい。いじめをなくそうというのが、県教委、保護者、学校すべてが一丸となって徳島県は取り組みます。そういうふうな対策をやっぱり見せていただきたい。これは、県民すべてがわかるようにしなかったら、県教委の中だけ、先生の中だけでもいけませんので、やっぱりわかるような対策を講じていただきたいと強く要望して終わります。

西沢委員

確かに、いじめの問題というのは非常に難しいです。まず、見つけるのが難しいです。ただ、いじめからだんだんとエスカレートして行って、最後には殺人まで、人殺しまでいっちゃうということがよくある。まず、一番初期の段階でどうするとか、中期はどうするとか、もっと大変だったらどうすると。だから、各段階ごとの対応策というのをやっぱり決めてほしいなと。例えば、よく聞くのが、先生一人一人がまず一番最初に見つけなさいとか対応しなさいというような状態が多いと思うんですけども、先生1人ではなかなかよう対処できない先生が多いんじゃないかなと。だから、3人とか5人グループにして、例えば3人の先生方を1つのグループにして全体を見ると。相手を見ると。子供たちを見ると。1人が子供たちを見るんじゃないで、グループの中で子供たちを見て行って、その中で3人なら3人、5人なら5人の中で話し合ってやっていくと。1人では難しかったら、そういう体制のほうがいいんじゃないかなと。それが一番初期ですね。

それから、もっとこの中で話し合って、ちょっと大変になってきたら、もうちょっと強化して、対応の人間なんかを強化して、また、もっと大変だったらもっと強化するような、段階ごとの強化の方法、要するに応援部隊をどうするか。まず、学校だけでいけるのか。それとも警察を入れるのか。それか、ほかのいろんな団体を入れたりですね、そういう段階ごとに強化して行って、最初から見つけて行って、それをだんだん対処していくと。残念ながら、警察に協力してもらわないかんかもわからんけども、そういう仕組みをちゃんとつくって、対処の方法を決めてほしいなと。各学校ごとでなくて、県教委がこういう方針の中でやろうというふうな強い方針の中でやってもらいたいなと。そうしたら、かなりよくなっていくんじゃないかなと。

それともう一つは、学校だけではない場合がありますね。学校以外に、要するにOBが絡んでみたり、卒業生が絡んでみたり、いろんな中でやる。そのときはそのときで、もっとちゃんと広い応援部隊の中でやっていくというようなことを段階を追って、問題の大きさによって、これを変えて行って確実に対処していくという組織、仕組みをぜひ全国初で、全国初かどうかわからんけれども、徳島県で、県教委のほうでやってほしいなと。いかがでしょうか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、西沢委員から御提案がございました。確かに初期の発見、そこからその初期

で解決できない場合には、次にどの手を打つのか。さらに二の矢、三の矢をどう構えておくのか。大変、危機管理では重要なことでございます。本県におきましては、平成19年に室ができて、それで各学校にはそういう段階を追った対応についての通知はしてございますし、リーフレットも配布はしてございますが、さらにそれから4年、5年たってまいりました。もう一度、本県は検討委員会を持ってございますので、そこでもう一回それを精査して、さらに実効性があるようなそういう仕組みづくり、それを明らかにしながら各学校、市町村教委に示して、現場の先生方が的確に対応できるようにしてまいりたいと思います。

西沢委員

実効性があるように、本当に実効性があるような状況をつくっていかんかったら、もうやっているだけではだめなんです。最後に教育長、心意気を言ってください。

佐野教育長

秋山企画幹が答えましたけれども、私のほうからも教育委員会、県教委、市町村教委と連携を図りながら、次代を担う子供たちが、いじめによって不幸な出来事に陥らないように、精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤教育委員長

何かとっても熱い委員さんのお言葉で、そして、本当に国から通知が来ましても、通知を配りましても、それだけで終わるのでなくて、それを再度、具体的な仕組みに変えたり、それをあらゆる場で教職員一人一人に本当に通じて熱い思いになっていただくようにすることが、まず一番大事だというふうに思って、きょうはいろんなお話、こちらのやっております事柄も含めまして、再検討、あるいは何度もということを思いながら聞かせてもらいました。でも、とっても大事なことで、変な言い方ですけど、すごくいい委員会になったなど。こんな言い方をしてもっとも失礼なんですけども、そんな思いで私たちが頑張りたいと思いますので、今後とも御指導お願いいたします。

大西委員長

ほかに質疑はございませんね。

（「なし」と言う者あり）

なしと認めます。それではこれをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

扶川委員

徳島県学校職員給与条例の一部改正につきましては、従来から地域経済への影響等を理由に反対してまいりましたので、反対です。

大西委員長

それでは、教育委員会関係の議題第32号については、賛成、反対の御異議がございましたので起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第32号、徳島県学校職員給与条例の一部改正については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

起立多数でございます。

よって議案第32号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第32号

次に請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表をごらんください。

初めに請願第18号、徳島県立図書館の図書費増額についてを審査いたします。

本件について理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県立図書館では文化の森での開館に伴い、初期投資として相当額の図書購入費を投入してまいりました。現在は、県立図書館として所蔵すべき基本的な図書は、ほぼ整備できたのではないかと考えているところです。

一方、県財政を取り巻く厳しい状況は、県立図書館の図書購入予算にも影響が及んでおり、当初予算における図書購入費は、平成15年度から減少傾向になっておりますが、平成21年度から本年度までは、他の予算額が減額となる中で3,230万5千円を維持している状況でございます。

図書の購入に当たっては、資料の価値や利用者の要望に十分配慮し、各分野のバランスにも考慮しながら行っておりますが、貸し出し希望が集中する図書の寄贈を呼びかけたり、企業や団体に雑誌購入費用を負担していただくなど、さまざまな工夫も凝らしております。

また、今年度の新たな取り組みとして、市町村立図書館と協力して、家庭に眠っている絵本や児童書などの寄贈をお願いするとともに、さきの6月定例会におきまして、御提言のありました徳島県の内外で活躍されております本県ゆかりの方々に、一冊の図書を推薦していただき、それを広く紹介することにより、一層の読書振興を図ろうとする「とくし

ま私のこの一冊」事業にも取り組んでいるところでございます。

このほか、平成22年10月からの「とくしまネットワーク図書館」システムの運用により、家庭のパソコンから県内の公立図書館や徳島大学図書館などの蔵書が検索可能となり、また、県立図書館の蔵書がインターネットで予約できるようになり、来館する時間がとれない利用者の利便性を大きく向上させているところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後とも、図書購入の予算確保に努めるとともに、県民の皆様や市町村の多様な要望にできる限りこたえられるよう、運営にさらなる工夫を凝らし、県立図書館の役割を十分果たしてまいりたいと考えております。

大西委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは採択、継続、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に請願第19号、県西部の県立高等学校への看護師課程の設置についてを審査いたします。

本件について理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県西部におきましては、生徒数が急激に減少しており、今後もその傾向が続くことが予測されているほか、実習受け入れ可能となる病院が少ない上に、広く分散している状況にあります。

このようなことから、一定の進学希望者の確保、母性看護学を初めとする臨地実習施設や医師などの多数の外部講師の確保、専門職員の配置や施設整備に必要な財源の確保など、越えなければならないハードルは非常に高いものとなっております。

このため、高校再編を進める県西部の2つの地域協議会におきまして、こうした状況に加え、県の財政状況も含め、総合的に御検討をいただきましたが、看護師養成課程の設置は難しいとの旨の報告をそれぞれいただいているところであります。

また、新たに県内の2大学でも看護師養成教育が行われており、今後、看護師の供給増が見込まれますとともに、保健福祉部におきましても修学資金貸付事業の拡充など、県内定着率の向上に向けた取り組みが進められていることから、今後、このような状況を慎重に見極める必要があると考えております。

大西委員長

理事者の説明はただいまのとおりでございます。本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは継続、採決、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に請願第28号の2、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育についてを審査いたします。

本件について理事者の説明を求めます。

佐野教育長

①小学校1・2・3・4年生、中学校1年生に続き、小学校5年生、中学校2年生でも早急に35人学級を実現することにつきましては、新学習指導要領の円滑な実施やいじめや不登校への対応など、学校の抱える課題が複雑、多様化する中、子供たちがこれまで以上に生き生きとした学校生活を送り、確かな学力を身につけさせるためには、教員が子供と向き合う時間を確保し、一人一人に対するきめ細やかな指導を推進していくことが重要であると考えております。

これまで本県では、国に先駆けて35人を上限とする少人数学級編制を段階的に導入してまいったところであります。まず、学校生活にふなれであり、以後の学校生活に対する影響が非常に大きい小学校1、2年生については、平成16年度の入学生から導入を開始いたしました。複数の小学校からの入学や教科担任制への移行などにより、学習、生活環境が大きく変化する中学校1年生は平成20年度から、社会科、理科、総合的な学習の時間など、新たな教科が加わり、授業時数が増加する小学校3年生は、平成23年度から35人学級を実施いたしております。さらに、本年度からは、学習内容が高度になり、心身の発達の個人差が顕著になり始めるとともに、不登校の児童数が増加してくる小学校4年生にまで、その対象を拡大いたしました。

県教育委員会といたしましては、35人学級の対象学年の検討も含め、今後とも、本県児童、生徒の実態に応じた「ひとりひとりにゆきとどいた教育」のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

②就学援助の拡充や高校生に対する給付制の奨学金制度を創設することにつきましては、就学援助制度は、経済的理由によって就学が困難な小中学校の児童、生徒の保護者に対して、国の補助を受けて市町村が主体となり、学用品費や修学旅行費などの援助を行うものであります。

平成22年度から、要保護児童、生徒に対する就学援助については、新たにクラブ活動費

や生徒会費などが国庫補助の対象につけ加えられておりますが、このことにつきましては、市町村教育委員会に対し国からの通知を連絡しているところでございます。

また、高校生に対する給付制の奨学金制度の創設につきましては、公立高等学校の授業料無償化によりまして、授業料の負担は軽減されましたが、入学金や学用品などの経費の負担は残っております。

このため、全国都道府県教育長協議会から文部科学大臣に対して、「経済的理由により修学が困難な生徒を対象とする給付型奨学金等の制度を創設すること」を要望しているところでございます。

③小中学校の給食費無償化を国に働きかけることにつきましては、成長期にある児童、生徒が、食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、正しい食事のあり方を体得するとともに、食事を通して好ましい人間関係を育成するために、学校給食の充実と普及を図ることは大変重要であると考えております。

また、国においても、学校給食は、各学校における教育目標を実現するための重要な役割を果たすものであり、学校における食育の推進に高い教育的効果が期待できる生きた教材として、積極的な活用を進めているところでございます。

学校給食法では、調理のための施設設備に要する経費や調理員の人件費等については、学校給食の実施者である市町村が負担し、食材費などそれ以外の学校給食に要する経費については、保護者が負担することとなっております。

また、経済的理由により就学が困難であると認められる児童、生徒の保護者に対して、国及び市町村が学校給食費を援助する制度が定められています。

県教育委員会といたしましては、今後とも、安全で安心な学校給食が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

④定時制課程の募集目標数（定員）をふやすことにつきましては、定時制課程は、働きながら学ぶ生徒に加え、中途退学や不登校により新たな学習の場を求めている生徒や生活スタイルに合わせて自主的に学びたい生徒など、多様な生徒の教育を行う役割を担っており、県下に6校設置されているところであります。

募集目標数につきましては、これまでの受検者数や入学実績などを考慮し設定しているところであり、定時制課程の受験状況を見てみますと、近年、一般選抜におきましては、募集目標数に対し受検者数が下回っている状況であります。

県教育委員会といたしましては、過去の入学実績や生徒数の増減などを踏まえながら、適切な募集目標の設定に努めているところであります。

大西委員長

理事者の説明はただいまのとおりでございます。

本請願項目は4項目ございますが、委員長によりまして、まず①～③までを一緒に採決いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

①②③につきましては、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

本件は、採択と継続とに意見が分かれたので、起立により採決をいたします。
お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に残りの請願第28号2のうち、④定時制課程の募集目標数（定員）をふやすことについては、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは継続、採択、意見が分かれたので、起立により採決いたします。
お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に請願第32号、高校再編における校地の選定についてを審査いたします。

本件について理事者の説明を求めます。

佐野教育長

阿南市地域における高校再編につきましては、平成24年2月、新しい学校の設置場所、設置学科、再編統合時期などを含む「高校再編計画骨子（案）」を策定いたしました。

この中で、設置場所につきましては、校地、校舎の規模や通学の利便性などを勘案し、現阿南工業高校に本校を、現新野高校に分校を設置することが適切であると判断したところであります。

その後、地域説明会と意見募集を実施いたしましたが、通学の利便性を理由とする賛成意見、分校化による地域の衰退を理由とする反対意見など、さまざまな御意見をいただきました。

今後、新高校が、地域の子供たちの期待にこたえられる学校となるよう、いただいた貴重な御意見を検討するとともに、教育を受ける子供たちの視点に立って、「高校再編計画（案）」の策定を進めてまいりたいと考えております。

大西委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

継続、不採択、それぞれ意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に請願第40号、国の教育施策における財政的支援についてを審査いたします。

本件について理事者の説明を求めます。

佐野教育長

①人材確保法の趣旨を尊重し、すぐれた教職員を確保するために、教育専門職としてふさわしい給与・待遇改善を図ることにつきましては、いわゆる人材確保法は、教育職員の給与を一般の公務員より優遇することにより、すぐれた人材を確保し、もって義務教育水準の維持向上を図ることを目的に制定されたものでございます。

教育職員の給与等につきましては、平成19年3月の中央教育審議会答申「今後の教員給与の在り方について」の中で、今後も教員に優秀な人材を確保するという人材確保法の精神は維持しつつ、メリハリをつけた教員給与体系を構築することが示されたものであります。

この答申を受け、国では平成20年度から、教員の給与等の見直しに着手し、本県におきましても、平成20年4月から全国の先頭を切って新たな職である「副校長」「主幹教諭」「指導教諭」を設置するとともに、平成20年10月からは、部活動手当を含む特殊業務手当の手当額の増額を行う一方、平成21年1月から平成23年4月にかけて、義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減を段階的に実施したところであります。

②義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が必要な財政的支援を行い、地域間の格差を生じさせないことにつきましては、国からの財政的支援といたしましては、教科書の無償給与、図書費、教材費の地方交付税措置などの形で支援を受けておりますが、小学校、中学校並びに特別支援学校の義務制に係る教職員の給与等に対し、国が一定の割合を負担する義務教育費国庫負担制度につきましては、平成18年度から、国の負担比率が2分の1から3分の1へと引き下げられております。

③今日的な教育課題に対応するため、公立義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ることにつきましては、教員が子供と向き合う時間の確保による質の高い教育の実現のため、国において平成23年度に、いわゆる標準法の改正を行い、小学校1年生の学級編制基準が35人に引き下げられたところであります。

本年度は、いわゆる少人数学級の対象を小学校2年生までに拡大し、さらに来年度以降も拡大する旨の予算要求がなされているところでありますが、小学校2年生以降については、標準法の改正によるものではなく、個別の課題ごとに国から配当される過配定数による対応とされております。

大西委員長

理事者の説明はただいまのとおりでございます。本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

それでは本件については、採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって本件は採択すべきものと決定いたしました。

委員各位にお諮りいたします。

ただいま、採択すべきものと決定いたしました請願第40号国の教育施策における財政的支援については、国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。この際、徳島県議会会議規第14条第2項の規定に基づき、文教厚生委員長名で意見書案を議長あて提出したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

次にお諮りいたします。意見書の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

正副委員長一任のお声でございます。それでは文案は正副委員長に御一任願います。

以上で請願の審査は終了いたします。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第18号、請願第19号、請願第28号の2①②③④、請願第32号

採択とすべきもの（簡易採決）

請願第40号

これをもって教育委員会関係の審査を終了し、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。
(12時28分)